

## 東近江市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則（平成17年東近江市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和2年3月24日

東近江市議会議長

西 崎 彰 様

提出者

東近江市議会

議会運営委員会委員長 市 木 徹

会議案第 2 号

## 東近江市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 2 4 日提出

東近江市議会

議会運営委員会委員長 市 木 徹

## 東近江市議会委員会条例の一部を改正する条例

東近江市議会委員会条例（平成 1 7 年東近江市条例第 2 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 文化スポーツ部の所管に属する事項

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

令和2年度以降の本市の組織改編に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。